原判決を取り消す。

被控訴人は控訴人に対し、控訴人から金七、九六八万三、一四三円の支 払を受けると引換えに、別紙目録記載の土地および建物につき昭和二五年一一月八 日附売買による所有権移転の登記手続をなすべし。

訴訟の総費用は被控訴人の負担とする。

控訴代理人は、主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求め。(控訴人は、原審および当審において、主文同旨の申立にあわせて被控訴人に 主文掲記の金員の受領と引換えに別紙目録記載の土地および建物を控訴人に 引渡すべし、との判決を求め、若し以上の請求が認容されないとき予備的に「被控 訴人は、控訴人に対し金一、七七一万三、〇〇〇円およびこれに対する昭和三一年 三月一日から支払ずみまで年五分の金員を支払らべし、との判決を求めたが、差戻 後の当審において右物件引渡を求める部分および予備的請求にかかる部分の訴を取下げ、被控訴人においてこれに異議を述べない)。

当事者双方の事実上の主張および証拠の関係は、双方において次のとおり附加し たほかは原判決事実摘示のうち控訴人の予備的請求並びにその請求原因としての記載(原判決第一二丁裏第五行目から第一四丁表第八行目の「償還を求めと陳述 し。」まで)を除きこれに記載されたところと同じであるから(ただし、原判決第 丁裏、一〇行目「賠償機」とあるのは「賠償機械。」と、第八丁裏、 一〇行目 「賠償保全。」とあるのは「賠償機械の保全。」と、第一〇丁裏、九行目「参議院議員宿舎。」とあるのは「参議院議員会館。」と、第一〇丁裏、一〇行目、同末行および第一〇丁末尾から第一一丁表一行目にかけて、各「議員宿舎。」とあるのは「議員会館。」と、第一一丁裏六行目から七行目にかけて「法律上及び事務上。」 とあるのは「法律上及び事実上。」と、第一二丁裏二行目「其の受領。」とあるの は「本件買受代金七、九六八万三、一四三円の受領。」と、第一二丁裏三行目「所 有権移転登記手続を為し。」とあるのは「所有権移転登記手続を為すこと。」とそ れぞれ訂正し、第一二丁裏三行目「且其の引渡を為さんこと。」とあるのを削除す る) これを引用する。 控訴人の主張

- 控訴人は、別紙目録記載の土地および建物(以下本件土地、建物という)の 売買契約において控訴人の第一回分納金の支払と同時に被控訴人は本件建物内に存 する賠償機械を撤去して控訴人において使用可能な状態を実現した上、これが引渡 をなすべき義務を負担し、従つて控訴人が第一回分納金を支払えば直ちに本件土 地、建物の引渡を受けて建物の改造、修理をし、また新施設をなし得ることを前提 として本件売買契約が締結されたと主張するものであり、差戻前の控訴審は控訴人 の右主張を容れて、本件において被控訴人は本件土地、建物を控訴人に引き渡し、 控訴人をして使用可能な状態に置くことができない事情にあるのに、控訴人につい てのみ買受代金の支払遅延を責めることができない、と判断したのであるが、最高 裁判所は、これに対して、本件売買契約書(甲第一号証)には右前提たる事項につ いて言及した措辞が見あたらず、右証書中にこれを特に掲げなかつたことについて 特別の事情のあつたことの証明がない限りはこれが本件契約の内容をなすものとは 容易に考えられない、という理由により右控訴審(原審)の判決を破棄、差戻し た。しかして、本件物件引渡に関する右事項につき右契約書上明記がない限りにお いて上告審の右説示は一応もつともであるけれども、本件においてこれが明記され なかつた特別の事情は次のとおりである。
- (-)控訴人は、本件物件の払下申請をするにあたり売払申請書および附属書 類(差戻後の当審提出にかかる甲第二七号証の一ないし一〇)を被控訴人に提出し てその承認を求め、右各書類の内容は当事者間において再三協議したうえ確定し れにもどづいて被控訴人は控訴人の本件払下申請に承諾を与え、本件売払契約が 成立したのである。しかして、右払下申請書は被控訴人の物納財産売払決議書(甲第二号証)の添付書類として本件契約書案、ともに合綴されているのであつて、右 申請書およびその附属書類は本件契約書と一体をなし、その記載は本件売買契約の 内容をなすものである。すなわち、本件契約書は、売主側の関東財務局において必 要とする事項を主として記載する慣例によつて文書化されたものであり、払下申請 人たる控訴人側において必要とする事項はすべて売払申請書およびその附属書類に よつて明らかであるとしたにほかならない。

しかして、本件払下申請の目的は右売払申請書および附属書類によつて明らかな

ように、被爆した旧中島飛行機武蔵野工場を更生活用して耐震耐火の理想的大庶民住宅を建設するにあり、第一回分納金を納入して引渡を受けるや直ちに改造、修理に着手すべきこととしたのであつて、本件契約書第八条にある「申請の目的。」とは右趣旨を指し、あえて右内容を契約上再言しなかつたまでのことである。

そうして、右売払申請書および附属書類には、分納を承認された本件売買代金の資金調達の方法として初回および第二回分納金は銀行借入金を、第三、第四回分納金は、本件物件に設置されるべき共同施設の経営担当者たる特別賛助員の寄附金の代表機関たる関東財務局の係官も右資金計画を承認したうえで分割による事による事によのである。しかして、右寄附金の調達は本件物件の引渡後直ちに工事に利まで、(第三回分納金に充当予定分)と昭和二七年七月まで(第四回分納金に充当予定分)にそれぞれ建設予定の共同施設が完成が完成が完成の見込があるのでなければ調達不能に陥るのであって、からはまたは少くとも完成の見込があるのでなければ調達不能に陥るのであって、本件契にまたは少くとも完成の見込があるのでなければ調達不能に陥るのであった。本件契により控訴人の第一回分納金の支払により控訴人は本件物件を現実にその支配のもとを物語る。

(二) 次に、本件契約書に表現された文言についてみるに、本件契約書第四条には、売払物件に前条の金額を納付した期日を以て別に何等の手続を用いず完全に引渡したものとすると規定しであるが、これを第八条、第九条、第一一条の各条項と対比すれば、第四条の条項は本件契約の本旨として、被控訴人が指定する第一回納入金を納付する期日において控訴人が賠償機械を移転し、本件物件の改造に着手できる状態の現出することの規定であつて、当事者双方は右納入期日に右のような状態が当然備わるものと判断してなんらの疑念も抱かず、そのため右納入期日に右のような状態が備わらない「若しもの場合。」の法律関係については本件契約書中になんら明文の規定が設けられなかつたのである。

本件契約書第一一条には、売払物件内の賠償機械は甲(被控訴人)及び現管理人と協議し管理保全に万全を期すると共に機械の移転その他一切については乙(控訴人)の負担とする、という旨が規定されているが、賠償機械の移転はほんらい国が実施すべきものであつて、国以外の民間人は一指もこれに手を触れることができず、ただ移転の費用は予算手続上国の負担とすることが困難であつたため控訴人側がこれを負担することと定められたのであつて、右条項はこの趣旨の規定であり、賠償機械の管理または移転の義務、責任を控訴人に課したものではない。

(三) 最高裁判所の前記破棄判決理由によれば、「本件売買契約の趣旨につき一般民衆の福祉の点が右契約の内容となつていたであろうか。甲第一号証を卒直に見てどの条項からも右の点が本契約の内容となつていることを窺い知るべき何等の文詞も見当らない。」と判示されているが、本件物件の売払決議書の引用する売払申請書には右の点が明確に記載されているのであつて、契約書自体にその点の表明がなくとも、これが契約内容をなすものであることは当然である。

二 仮に、前記本件契約の前提たる事項が契約内容をなさないとしても、本件契 約解除は次に述べる理由により信義則に反し、無効である。

(一) 本件契約当時、当事者双方殊に控訴人は本件土地、建物が賠償指定施設であることを知らず、賠償機械についてもたやすくこれを移動できるものと軽く考え、賠償機械の存在するままの状態で引渡を受けても本件契約書第八条にいう同じに従って使用を開始できるものと信じて本件契約を締結するに至った。の目的に従って使用を開始できるものと信じて本件契約を締結するに至った。の引渡がない限り賠償指定施設たる本件土地建物の引渡を受けることができず、仮の引渡がなされたとしても賠償施設に属する機械を分離して他に搬出移動し本件の引渡がなされたとしても賠償施設に属する機械を分離して他に搬出移動し本件、地建物を現実に使用することは全く不可能であった。従つて、たとえ控訴人が手がを現実に使用することは被控訴人は債務の本旨に従つて本件物件の引渡、状態を履行し得ない状態にあり、被控訴人はみずからの債務につき履行をし得ない状態にあり、被控訴人はみずからの債務につき履行をし得ない状態にありてのみひとり代金の支払を強うることは前記第八条の対してのみびとり代金のであることは前記第八条者双方の地位を公平に保護するゆえんではない。

(二) 本件土地建物が国に物納され、国有財産となつたのは、控訴人に対する物件払下を前提としてなされたものである。すなわち、本件土地建物は旧中島飛行機株式会社武蔵野製作所の工場およびその敷地であつて、中島飛行機の清算会社たる富士産業株式会社の所有に属したが、昭和二四年初めころ富士産業は、税金の一

部として本件土地建物を物納すべく東京国税局に物納申請をしたところ国税局にお いては本件建物が被爆により破壊していたため建物の価値なきものとして物納の受理を拒絶した。ところが、A(後に控訴人協会の理事)がこれを聞くに及んで調査 の結果本件建物は住宅に改造転用することができることが判明したので同年一一月 ごろ物納後は住宅建設の公益法人を設立して本件建物の払下を受け、一大庶民住宅 を建設すべく、まず物納を受理されたい旨を関係方面に依頼し、これにもとづいて 大蔵大臣の諒解を得、東京国税局が富士産業から物納を受諾し、物納財産として関 東財務局に移管されたのであつた。かように、本件物件の物納の受理はこれが一大庶民住宅に転用されることを前提とし、このことが国の重要政策たる住宅政策に寄与し、国民の要望にもこたえることができるからにほかならず、かくして大蔵省、建設省の指示のもとに控訴人協会の設立の手続が進められ、理事長には前建設事務次官Bが、理事にその他政府関係筋の者が就任したのであり、控訴人協会に対するとなるとのであり、です。 払下代金についても特別の考慮が払われたうえ払下代金も物納評価額を割らない程 度の低額に決定されたのである。かような経過を経て控訴人協会に対し払下げられ るに至つた本件物件が、代金不払を理由として払下契約が解除され、被控訴人にお いてこれを他の目的に使用しようとするが如きことは当初なんぴとも予想だにしな かつたところであり、結局業なかばにして、被控訴人が他の目的に供するため控訴 人の代金納入の遅延につけこみ、これをいいぐさにしてみだりに本件払下契約を解 除したというべきであつて、その契約解除は信義誠実の原則に反すること甚しいと いわなければならない。

- 本件買受代金の支払について。 一) 控訴人は第一回分納金の資金調達に奔走したが結局三井不動産株式会社 において融資を引き受け、その旨を関東財務局に申し伝えるべく、昭和二六年一一 月九日同会社常務取締役C(現代表取締役)は控訴人協会B理事長およびA常務理 事を同道して関東財務局に同局長Dを訪れ、同局長に対して本件物件の払下代金は 三井不動産において融通し、これを援助する用意がある旨を申し述べたととろ同局 長もその趣旨に賛同し、代金の納入を期待していたのであつた。三井不動産は、第 一回納入金についてはもちろん、これに続く第二、第三回の分納金についても融資を決定しており、昭和二七年一月とりあえず第一回分納金と延滞利子とをあわせて約二、〇〇〇万円の融資をし、控訴人は同年二月七日これを国庫代理店株式会社帝 国銀行に払い込んだが、被控訴人は本件売払契約は解除されたとして右納入金を返 戻したのである。
- 被控訴人の発した昭和二六年一二月二五日附本件契約解除通知書は、参 議院議員会館内控訴人協会理事長Bあてに郵送され、昭和二七年一月一一日ころ右 議員会館においてBの議員秘書Eが受領したが、当時国会は休会中でBは郷里広島に帰郷中であり、かつ右文書は議員の公務と無関係の郵便物であるから、Eはこれ を開封しないまま東京都江戸川ab丁目c番地F(控訴人協会理事)方控訴人仮事務所にあて回送し、同年二月八日初めてFにおいて右書簡を受領、同封の結果本件 契約解除の旨を了知したのであつて、この時点をもつて契約解除の意思表示が控訴 人に到達したとしなければならない。しかるに、被控訴人は右書簡がEにおいて受領した同年一月一一日をもつて契約解除の意思表示の到達の時と主張するのである が、参議院議員会館は参議院議員が国会議員としての公務執行のためにのみ使用す る場所(国会法第一三二条)であり、また議員秘書は内閣総理大臣、裁判官等と同 様に特別職の国家公務員(国家公務員法第二条第三項第一五号)であつて、国会議 員の公務を補佐する公の職責を有するものであり、国会議員の公務となんら関係のない私法上の意思表示を受領する権限を有するものでないから被控訴人の右主張は 失当である。しかして、議員会館(東京都千代田区d町e丁目f番地所在)は国会 議員の居住、宿泊の場所ではなく、居住、宿泊の場所としては千代田区g町h丁目 i番地に別に議員宿舎が設けられており、殊にBは議員宿舎の割当を受けることな く、千葉県船橋市 j 町に自己の住居を有していたから、議員会館がBの居住、宿泊の場所であるとし、これを前提として同所にあてての送達によりBの了知可能の状態に置いたとする第一審判決は誤れる見解というほかない。
- (三) かようなわけで、被控訴人の本件契約解除の意思表示到達前に控訴人は 第一回分納金を国庫に納入していたから、この点で右契約解除は効力を生じない が、仮にこの主張が認容されないとしても、控訴人が賠償機械の存在するため払下 代金の調達に重大な障害を受け、代金納入の延引を重ねていた間は被控訴人におい てこころよく延期を認めながら、いよいよ資金調達のめやすが立ち融資者側の三井 不動産株式会社の責任者が資金援助の承諾の旨を関東財務局長らに言明した後に至

つて抜き打ち的に被控訴人が本件契約解除の挙に出たのはいかなる内部事情がある にもせよ不当であつて、契約解除通知書発送前には少くとも三井不動産のC取締役 に対して代金納入を督促すべき筋あいであるのにこのこともなく突如として契約解 除の措置をとつたのは信義誠実の原則上許されるべきことではない。

四 本件契約解除については被控訴人側の大蔵省内部においてもその不当なることを強調する者があり、たとえば当時関東財務局業務課長Gも上司の命令によりやむを得ず契約解除の措置をとつたが、甚だ不本意であつた旨を申し述べており、本件払下に当初から関与した日大蔵大臣秘書官も大蔵省側に手落のあつたことを認め、大蔵大臣を中心として契約解除後の善後措置が協議されたほどであつて、本件払下契約の一方的解除が不当なることは大蔵省当局も十分にこれを認めていたのである。

被控訴人の主張

一 (一) 本件物納財産売払申請書およびその添付書類は契約書の内容補充し、またはこれと一体として契約の内容を明らかにすべき文書ではない。すなわち、本件契約を含めて国の国有財産の売払契約は一般の民法上の売買契約と同じく当事者の合意の下に契約書が作成されるのであつて、作成にあたり国側の必要とする事項を主として記載し払下人側の必要とする事項を省略するというが如き慣例は存在せずかような慣例が存するとして本件契約書に省略された事項は売払申請書、その添付書類に譲られたという控訴人の主張は独断である。

しからば、何がゆえに本件売払申請書およびその添付書類を控訴人に提出せしめ、これを審査したかというに、昭和二四年一〇月二六日大蔵省訓令特第七号普通財産取扱規程第一〇条および第一一条により、随意契約による国有財産の処分について財務部長は、売払の相手方および利用計画または事業計画等を記載した売払申請書に、評価調書、図面、その他の関係書類および相手方の売払申請書写を添付して大蔵大臣に送付し、その承認を受けることを要するのであり、控訴人の提出した本件売払申請書およびその添付書類は大蔵大臣が国有普通財産の売払処分をなまするから会計法等の諸法規による規制に合致するかどうか、特に随意契約によるよりによるが認められるべきかどうかを判定するための判断資料たるに過ぎない。売払申請書およびその添付書類は本件契約書と一体をなすものではなく、それが物理的に合綴保存されていてもこの文書の件質には変りがない。

保存されていてもこの文書の性質には変りがない。 もつとも本件契約書第八条には「乙は売払物件の引渡しを受けた日から申請の目的に従つてこれを使用するものとする。」という条項があり、右契約書上申請の目的が明らかにされていないから、これを売払申請書等に譲り、この点に関する限りその具体的内容は売払申請書等により補充的に明らかとされるわけであり、右にいら「申請の目的。」とは庶民住宅建設のためというほどの意味があるに過ぎない。売払申請書およびその附属書類のこの点についての補充的資料としての役割を他の契約条項に押しおよぼし、売払申請の関係書類をもつて契約書と一体化しようとする控訴人の主張は不当な論理の飛躍であるのみならず、契約当事者の意思に反することとなる。

(三) 本件契約は、いわゆる賠償機械が本件土地、建物内に存在することを当事者双方とも十分認識したうえで締結されたものであり、控訴人が第一回分納金を支払つて本件土地、建物の引渡を受けた時点において賠償機械が右売払物件内に存在することを前提として、本件契約書第一一条が賠償機械の管理、保全および移転等の責任につき取りきめをしたのである。すなわち、同条前段は、賠償機械の管理保全について控訴人は国および現管理人(富士産業株式会社)と協議して万全を期すべきものとし、その管理保全の責任は控訴人に帰することを明示しているのであ

り、後段は移動の申請は控訴人が行い、これに財務局が協力し、かつその移動に要する費用はすべて控訴人において負担する旨を定めている。賠償機械の移動は国の責任であるとか、民間人は賠償機械に一指も触れることができなかなたというらられたがあれたいというのみで、賠償機械に言及したことは絶えてなかった。納を認められたいというのみで、賠償機械に言及したことは絶えてなかった。から時債機械の移転と第一回分納金の支払とは必然的関連はなる本件内が前提事項として両当事者間に合意される道理はないたがればならを約において控訴人に対し資金の提供を約前提事項として、三井不動産が本件賠償機械の撤去以前に控訴人に対し資金の提供を約に対し、控訴人も前記のように控訴人に対する第一回分納金の支払延期申請につき触れるところがなかつたことによれば、資金調達の能否とはなんら関係のない事項であることが明白である。

かようなわけで、被控訴人としては控訴人に対してなし得る限りの便宜をはかつたにもかかわらず、控訴人は資金調達の困難という単なる主観的事情にもとづいて延引を重ねていたのであり、本件契約解除は決して抜き打ち的ないし被控訴人における不当な意図により解除したものでもなければ、また控訴人の代金納入が遅れたのにつけこみ、これをいいぐさにしてみだりに解除した、というのでもなく、むしろ控訴人が被控訴人の寛容な態度に押れ、自らの義務を怠つたがために招いた結果といわざるを得ない。本件契約解除後控訴人が本件物件につき売払の再申請をしたこと自体右解除が適法有効であることを自認していたことを裏書きするものといわなければならない。

なお、本件物件は控訴人に対して払下げられるべきことを前提として物納されたということはあり得ないことであるのみならず、控訴人に対する払下を前提として物納が承認されたとしても代金債務の支払遅滞に陥つている以上契約解除は国有財産について適正な管理責任を果すための当然の措置である。

三、本件契約解除の意思表示の到達について。

本件契約解除の書面は昭和二六年一二月二五日関東財務局から中央区 k I T 目 番地控訴人協会事務所あてに発送されたが、右事務所は移転していたため翌二七七の一月八日関東財務局に返戻されたので、同財務局は即日参議院議員会館所内控訴人会理事長Bあてにこれを再発送し、同書面は一月一一日同議員会に受付係に配達により名宛人たるBの了知し得人にき状態に出れたから、結局本件解除の意思表示は昭和二七年一月一日に控訴人にきととのがある。(なお、財務局係官が参議院会館にあて申したのである。(なお、財務局係官が宛先居所不明のため返戻されたい措置にたいたのの事務がら所要の場合は参議院会館にあて連れたい措置である。)すなわち、隔地者に対する意思表示の到達は、相手方が当該意思表いた。)すなわち、隔地者に対する意思表示の到達は、相手方が当ま示の内容を現実に了知することを必要とせず、事物通常の順序に従えば相手方においての内容を可知し得べき状態に置くことをもつて足りるのであつて、本件契約解除

書面が参議院議員会館の郵便物受領の係員たる庶務係に交付されたことによりBにおいてこれを了知し得べき状態となつたというのを妨げない。従つて、議員秘書が公務と無関係な私法上の意思表示を受領する権限があるか否かにかかわらず本件契約解除の書面が議員会館庶務係に交付されたときに同意思表示がBに到達したものというべきであるのみならず、更にそのころBの議員秘書Eが庶務係からこれを受領したからそのときをもつて少くともBの了知可能な状態に置いたことも明らかである。けだし、議員秘書は日常本人と密接に接触し、本人のための事務をとる者であるから議員秘書の私法上の代理権限の有無に関係なく本人たるBの支配領域内に到達したものというべきであるからである。

控訴人は参議院議員会館が議員の公務執行のための事務所であるから公務と関係のない私法上の意思表示を包含した書類の送達は許されないと主張するようであるが、通常同所において多くの本人あて郵便物が受領されている以上同所における私法上の文書の送達が本人の了知し得る状態を現出するにつき議員会館の性質により左右されるものではないことは多言を要しない。

証拠関係

控訴代理人は、甲第一三号証、第二四号証の一ないし一〇、第二五、、第二六号証、第二七号証の一ないし一〇、第二八号証、第二九、第三〇号証の各一、二、第三一号証の一ないし三、第三三号証の一ないし五、第三四ないし第三六号証、第三七号証の一ないし三を提出し、当審証人A(第一ないし第三回)、F(第一、二回)、C(第一、二回)、G(第一、二回)、I、J、K、L、M、N、Oの各証言を援用し、乙第一六号証、第一七号証の各一、二の成立は不知、当審提出のその余の乙号各証の成立を認めると述べ、

被控訴代理人は、乙第一〇号証の一、二、第一〇号証の三の一ないし三、第一〇号証の四の一ないし一一、第一〇号証の五、第一一号証の一の一ないし三、第一二号証の一ないし四、第一三号証の一、二、第一四号証の一ないし三、第一五号証の一ないし五、第一六ないし第二〇号証の各一、二を提出し、当審証人P(第一、二回)、D、Qの各証言を援用し、甲第二四号証の一ないし一〇、第二五号証の成立はいずれも不知、その余の甲号各証の成立(第三七号証の一ないし三は原本の存在並びにその成立)を認めると述べた。

理 由

別紙目録記載の土地、建物(本件土地、建物)はもと中島飛行機株式会社 武蔵野製作所の工場およびその敷地で、終戦後まもなく訴外富士産業株式会社から 大蔵省に物納され、国有財産たる普通財産となつたものであること、控訴人は昭和 ニ五年一一月八日被控訴人の機関たる関東財務局長との間に国有財産である右土 地、建物につき別紙甲第一号証の契約書(写)記載りとおりの売払契約を締結した こと、控訴人は昭和二七年二月七日帝国銀行(現在三井銀行)本店国庫代理店に右 売買代金のうち約定の第一回分納金一、九六八五三四三円および延滞利子金五万七、六九八円を納入したところ関係財務局は右売払契約は既に解除されたものとし てその受入を拒否し、同金員を控訴人に返戻したことは当事者間に争いがない。 しかして、右争いのない事実に、成立に争いのない乙第一ないし第四号証、同第 六、第七号証の各一、二、原審証人Rの証言により真正に成立したと認める乙第八 号証の一、二、成立に争いのない甲第一二号証、原審証人S、同T、同Rの各証 言、当審証人A、Fの各証言(いずれも第一回)、原審における控訴人代表者B尋 問の結果および本件口頭弁論の全趣旨をあわせれば、控訴人は被控訴人から右売払 契約にもとづく第一回分納金一、九六八万三、一四三円につき納入告知書をもつて 納入期日を昭和二六年二月二〇日と指定する旨の納入告知を受けたが、右期日までにこれを納付することができず、さらに第二回の分納金一、〇〇〇万円についても 約定の納入期日たる同年三月三日にその支払をすることができず、かくて右第一 二回分納金のいずれも支払をしないで経過したこと、そうして関東財務局は昭和二 六年一〇月一八日附書面で控訴人に対し支払期限を同年一〇月二六日と定めて右各 スキー 〇月 八日附書間で注訴人に対し文仏物限を同年 〇月二八日と足めて行替 分納金の支払を催告するとともに右期限に支払のないときは契約を解除する旨通知 したが、控訴人の申請により同年一〇月二九日附書面をもつて右支払期限を同年一 一月七日まで延長することを認めるとともにもし同期限にも支払のないときは前記 契約を解除する旨の意思表示をし、そのころこれが控訴人に到達したところ。これ に対してさらに控訴人の申請があつたため関東財務局において右支払期限を同年一 二月二〇日まで延期する旨を承認したこと、しかるにそれより以前控訴人は事務所 々在地の中央区 k I 丁目m番地から事実上移転していたため右書面は昭和二七年-月八日同財務局に返戻されたこと、そうして関東財務局は、控訴人協会理事長Bが

当時参議院議員であつたところから同月一〇日参議院議員会館内のBの事務所にあて右書面を再度郵送したところ同書面は翌一一日同会館受付係に配達され、そのころ同係から同会館庶務係を経てBの議員秘書Eがこれを受領したこと、ところがBはそのころ地方遊説中で在京しなかつたため控訴人の仮事務所たる理事Fにあてて開封されずに転送され、同年二月八日にいたりようやくBその他の控訴人理事らにおいて右契約解除書の内容を現実に了知したこと、以上の事実を認めることができ、この認定を妨げる証拠はない。

- 二 控訴人は右売払契約は控訴人において第一回分納金を納入すれば直ちに本件土地、建物を現実にその支配のもとに置き右建物内にある賠償機械を他に移転して申請の目的に従つてこれを使用するため工事に着手することができることを前提として締結されたものであるのに右契約解除当時かような前提がそなわらず、従つてこの段階においてはまだ控訴人に契約不履行があるものとし得ないから被控訴人は同契約条項第九条にもとづいて契約解除をすることができないと主張するので、この点につき検討する。

り、その後段は機械の移動に関する事実上の行為は、単に費用の負担にとどまらずそのすべてを控訴人においてまかない、取り行うものと約定したとみるのが右条項の文言に適合し、自然である。もつとも、当審証人Gの証言(第一回)中にはあつ一条の条項は控訴人をして本件物件内の立入を容易ならしめるためのものであったとの部分があるが、そのような意図を含むものとしてもたけの意義しのかないとするのは当らず、むしろ当審証人A(第一回)の証言によれば、賠償機械の管理人たる富士産業株式会社の当該係員は当初控訴人の職員の立入を比較的ることがをおいたが本件契約の成立後はこれを厳しく制限したという事実を認めることがであって、これに照らしてみると右G証人の上掲供述部分は未だ十分右契約のであって、これに照らしてみると右G証人の上掲供述部分は未だ十分右契約はものであって、これに照らしてみると右保証というものとすることができない。また右条項のは否定とを定めたにするない。また右の正言とを定めたにするでは否定)も右条項の文理に反し採用することができない。

(三) 従つて、甲第一号証の契約書の文面においてなんらか本件賠償機械の搬出、移動に関して定める事項は以上をもつて尽きところがきところがまれるところがない約書において触れるところがない約書において触れるときであると主張するのでも当まながまでもであると主張がある事項については、たんに記載の文言上不分明のものは合意がある事項については、たんに記載の文言上不分明のものは合意があるまでよがある事項については、たんに記載の文言とを関するでは、にからでより、あるいはそのに対して当事者の合理的を探究とはいたをでよいのないはそのないはそのであるである。しかし本件において対して当事なの事項にわたり当然にこれが契約の内容となったものと解し得るであるかの内容となったものと解し得るであるうか。

大学 (1) で (1) で (1) で (2) で (2) で (3) で (4) で (

三月三一日支払約定の第四回分納金の支払にあてる計画であつたことが認められる から、もし工事着工が遅延するとすれば施設の開業も遅れ、従つて寄附金取得の時 第四回各分納金の支払も、財源をこれら寄附金に求める限り遅滞 に陥らざるを得ない道理であること、控訴人主張のとおりである。しかし他面売主 たる被控訴人にとつては国有普通財産の売払を決するにあたり申請者たる控訴人が その代金殊に分納金支払の財源をなにに求めるか、すなわちこれを寄附金による か、銀行借入金または自己資金によるかは(もつとも控訴人に自己資金がほとんど 存在しないことは後述する)、もつぱら申請者に確実な財源があり、代金の支払が確保されると予測し得るかどうかについての事情たるの意味をもつものであり、こ れによつて前記随意契約によることの可否を決する判断資料とされるにとどまるも のであつて、それ以上に申請者の財源のいかんによつて売主たる被控訴人が影響を 受け、これに拘束されるべき固有の利益も必要もないと解せられるところであるか との点を特に契約書上表示しない限りは控訴人が財源を右寄附金に依存すると したことはこれをもつて当事者双方を拘束する如き趣旨において本件売払契約の内 容にとり入れられたものと解すべきではない。しかも右寄附金の支払もはたして控 訴人の計画とおり全額が予定の支払時期に完了するか否かは事の性質上なんびとに も保しがたいところであるからこれらをも含めてその一連の資金計画を承認して本 件を随意契約によらしめたらえ延納を認めた被控訴人の措置は買主たる控訴人のた め相当に便宜を供し、むしろ恩恵的色彩をすら看取せざるを得ず、それが本件売払 の申請目的と相まつて本件契約に単なる通常の国有普通財産の売払と異なる印影を 与えていることは否定し得ないけれども、そのことの故に前記事項が本件において 占める趣旨を左右すべきものではない。

「そうだとすれば、右寄附金に関する事項は控訴人の資金調達の方法を述べたにとどまつて、被控訴人がこれに立脚して本件売払を随意契約によることを承認したとしても、とのこと自体により当然に本件売払契約上において控訴人が第一回分納金を支払うと同時に直ちに予定の改定工事に着手し得る状態で現実に本件物件を支配下に置くとの約定が織り込まれたものと解するによしなく、殊に関東財務局の本件売払決議書たる原本の存在並びにその成立に争いのない甲第二号証には売払附帯条件として契約書案のとおりとの記載があるだけで、他に売払申請書およびその添付書類のその他の記書類を引用する記載もないから、本件売払申請書およびその添付書類のその他の記載も語の厳格なる意義において本件売払契約の内容をなすものとみることができないことは明らかである。

以上のように前記賠償機械の撤去、移動は控訴人が本件土地建物の現実の支 配を得るうえに不可欠の前提であり、控訴にとつて重大な関心事たらざるを得ない はずであるのに本件契約書上は前記第一一条においてわずかにこれに触れるほか直 接これについて規定した条項はなく、控訴人主張の本件売払申請書の添付書類も、これをもつて右契約条項を補充する資料とすることができないとすれば、本件賠償機械の撤去、移動に関する事項は当然のこととして契約書に表示しなかつたのであ ろうか、あるいは反対に万一これが撤去不能の場合があつてもその危険は控訴人に おいて負担するものとしてあえて本件売払契約を締結したものであろうか。以下、 これにつき検討するに、当審証人A(第一回ないし第三回)、F(第一、 G(第一、二回)、P(第一回)の各証言をあわせれば、控訴人協会の理事A、F らは本件売払契約締結前から本件建物内に賠償機械の存在することを十分に知つて いたので関東財務局との売払契約について協議の段階で多数存在する右機械の移動 の能否をたずねたところ関東財務局の契約担当係官たる業務課長Gらから賠償機械 はすぐ移動できる旨の説明があつたから、A、Fらにおいてこれを信じて深く追及することなく了承し、第一回分納金の支払期日についても右機械の撤去の所要日数 をおおよそ三カ月とみて昭和二六年二月二〇日を支払期日とする納入告知書が右財 務局から発せられるのであつた、しかるに本件売払契約の成立後判明したところで は事態は決して容易ではなく、特に本件物件内で賠償機械を管理する富士産業の当 該係員は本件土地建物が民間団体たる控訴人に払下げられると知つてからその態度を一変して硬化し、控訴人協会の職員が本件建物内に出入するについてもその権限を厳格に行使しいちいち右会社係員の許可を要求し、控訴人が第一回分納金の融資 を受けるため融資予定さきの銀行職員を本件建物内に案内するにも差支えるほどで あつたため、これを関東財務局に訴え出たけれども同財務局もいかんともすること ができず、A、Fらにおいてやむなく賠償関係官庁たる東京都庁、外務省賠償課に おもむき右事態の改善方を陳情したけれども、かような取扱いを受けるのは本件土 地建物が賠償指定施設となつているためやむを得ない、もともと賠償機械が存在す

四 かように本件契約においては控訴人の第一回分納金の支払と同時に本件土地 建地内の本件賠償機械を他に搬出、移動し、控訴人が本件物件の現実の占有を取得 し直ちに申請目的に従つて使用し得ることが語の厳密なの事由たる不履行がないと する控訴人の主張は採用し得ない。

五 控訴人は、本件解除は信義誠実の原則に反すると主張する。よつて以下これ について検討する。

(一) すでに前認定のとおり、本件契約において本件土地建物内に存する賠償機械の撤去は控訴人が契約目的に従つて本件土地建物を使用改造するについて重大な関心事であるべきところ、契約に際し被控訴人の関東財務局の契約担当官はその撤去は容易であるとの趣旨の説明をし、控訴人もまたこれを信じて売払契約に応じたのであるが、事実は予想に反してきわめて困難であり、特に後に認定する昭和二六年一〇月ごろようやく賠償解除の見とおしが得られるころにいたるまではその撤去、移動は事実上ほとんど不可能であつたから、あらかじめこのような事態を察知せず、これに拠する用意を缺いたまま契約したについては、当事者双方ともにいわば過失があるというべきである。

しかして、成立に争いのない甲第二七号証の一、二の本件売払申請書添付の控訴人の財産目録、同号証の七の担保納付申請書中代金を一時に支払うことが困難である理由の記載によれば、控訴人の基本財産は設立当時金一〇二万円(らち金一〇〇万円が定期預金)にすぎず、自己資金がないから本件売払代金のうち第一、二回各分納金は銀行借入金により、第三、四回各分納金は前記のような寄附金によりこれを支払らこととしていたことが認められ、当審証人G(第一回)の証言によれば関

(四) しかして本件売払契約後被控訴人の催告から契約解除にいたるまでの外形的経過に関する事実はいずれも前記一に認定した。そこで、さらにこの間の経過を立ち入つて審査するに、当審証人C(第一、二回)、A(第一、三回)、Pとと、次のように認めることができる。すなわち昭和二六年一〇月ころにいたつて近の次のように認めることができる。すなわち昭和二六年一〇月ころにいたつで近次のように認めることができる。すなわち昭和二六年一〇月ころにいたつで近次のように認めることができる。すなわち昭和二六年一〇月ころにいたつで近次のように認めることができる。すなわち昭和二六年一〇月ころにいたので、本代物件につき賠償施設指定並びに本件機械につき賠償指定の解除がある予定との道をといる。本では、方の道をを依頼し、C常務の通りの承諾を得た。そのころ控訴人は被控訴人の同年一〇月二六日を期限では、三井不動産の援助が得られる見とおし同年一一月七日までの延期方を懇請したところ、被控訴人側ではこれを了とし同年一一月七日までの延

期を承認し、右期限にも支払がないときは契約を解除すべき旨書面で通知した。し かるに控訴人は右期限にも間に合わなかつたので同年一一月九日控訴人協会B理事 長はA理事らとともに三井不動産のC常務をともない関東財務局に出頭し、財務局 長口に対してAらとともに三井不動産が融資承諾をしたからしばらく支払を猶予さ れたい旨を申入れ、C常務もその旨口添えした。そこでD局長も、三井が援助する のであれば安心だから、待つ、との言質を与え、一応再度期限を同年一二月二〇日に延長した。そのころ三井不動産の会社内部においては同年末ころまでには第一回 分納金はもちろん将来依頼されることのあるべき第二回分納金の融質もこれを承諾 するとの態度を決定していたが、年末にあたり資金需要が多く、なお具体的な融資 の運びにいたらない内に再度の期限も経過した。しかし控訴人としてはすでに三井 不動産が承知して被控訴人の面前でこれを確約した以上今度こそは間違いないもの として安心するとともに、納期の多少の遅延は約旨の遅延損害金によつて補填され るであろうとして、引き続き融資手続の促進をはかつていた。しかるにA、Cらの 右申入当時国は講和条約発効を目前に控えて駐留軍宿舎に提供すべき大規模な建物 を物色しており、すでに本件建物もその候補のリストにのせてあった関係上、大蔵省内部においてはたまたま本件土地建物について控訴人の第一回、第二回分納金の支払が遅延していて未決の状態にあったところに着目し、当初の方針を変更し、控訴人が再度延長された期限を徒過するや直ちに右売払契約を取りやめるため本件契 約解除を決し、担当機関たる関東財務局長にこれを命じ、同局長は前記のとおり控 訴人に対し契約解除の通知をした。しかしその到達が遅延し、控訴人は大蔵省内部 におけるかような意見の変更があるとはまつたく知らず、三井不動産から調達を受けた資金をもつてようやく昭和二七年二月七日帝国銀行本店国庫代理店に第一回分 納金と延滞利子(但しこれがいかなる利率により、いかなる期間に対応するものか は分明でない。年利九分とすれば一○数日、日歩五銭とすれば五日内外のものに当 る)を納入することができたが、被控訴人からすでに契約の解除後であるとして納 入金を返戻された。控訴人理事らはそれまですでに解除の書面が出ていることは全 く知らず、(翌日前記経緯により現実に了知)事の意外に驚くとともに、長期にわ たる努力が水泡に帰したとして大いに慨嘆した。以上のように認めることができる。当審証人Pは、第一、二回尋問を通じて右契約解除前には本件建物を駐留軍宿 る。当審証人Pは、第一、二回尋問を通じて右契約解除前には本件建物を駐留軍宿舎に提供するとのことを聞いたことがない旨を供述し、当審証人Dも同旨の供述をしているが、これらの証言は当審証人Gの証言(第一回)中とれと反対趣旨の供述 に照らして採用することができない。その他に右認定を妨げる証拠がない。右事実 によつて考えれば結局において控訴人において第一、第二回分納金の資金調達がよ うやく現実化したやさきに目的達成の希望を奪われたものであり、再度の延長につ いてもその期限内に支払がないときは解除されるべき旨附言されていることは前記 証人P、Gの証言によりうかがえるが、G証人の証言によればこれは慣例的なもの であつて、むしろ随意契約による売払の場合に代金の納入がおくれていても会計検査院から非難事項として指摘されるようなことがない限り解除の手段をとることがほとんどなく、本件の場合も会計検査院は代金納入が遅延している事情をよく了解 して非難事項にはしていないことがうかがわれ、しかもこの再度の延期については 前回の場合のような書面は作られなかつたものであり、もし右期限の徒過によつて 直ちに契約が解除されるべきことが十分徹底していたとすれば翌二七年一月にいた つて三井不動産が前記融資を実行するさいに、すでに再度の延長期限の後のことで あるから、あるいは本件契約は解除されているのではないか、少くとも解除される おそれがあるのではないかを懸念するのが会社として自然であるのに、この点の顧 慮をした形跡のないところからすれば、右再度の期限延長のざいは右期限を徒過す れば契約は解除されるとの警告はそれほど重きを置かれず、控訴人にも三井不動産 にも十分納得させていないものと解するに十分であり、その上関東財務局長の前記 言質もあつたことであるから控訴人において右契約解除が突然の、不意打ちである

と感じたとしてもあながちこれをとがめることはできない。 〈要旨〉六 前段認定の諸事実を通じて考えるに、控訴人の代金支払の遅延したのは主として本件建物内に撤去不能と〈/要旨〉いうべき賠償機械が存在したからにほかならず、それにもかかわらず本件売払契約を締結せしめたについては被控訴人も一半の責任を分担するのが当然であつて、その代金支払の遅延については宥恕すべき十分の理由があり、現に被控訴人も控訴人の事業目的を助成するとし、従来相当好意的な態度を持して来たのであるのに、控訴人がようやく資金調達の方途を掴むに及んで他に転用するためにわかに右態度を改め、支払遅延を理由として契約を解除し、控訴人の長期にわたる努力を無に帰せしめ、本件売払契約にもとづき支出した 経費はもちろんその存立の基礎をすら根底から奪うにいたつた措置は、契約に定め た解除権の行使としても、催告にもとづいてした解除権の行使としても、とうてい 社会的妥当の範囲内に止まるものとはいい難いと断ぜざるを得ない。特に本件の場 合従前から支払猶予をかさね、かつ関東財務局長が前記のころさらに支払を猶予す るから納入を期待する旨を言明しているのであるから、すでに強力な応援者を得た 控訴人側が被控訴人のこれら従前の寛容にあえて押れるといわずとも、相当信頼し ていることは当然であり、そのことは被控訴人も熟知しているのであるから、もし 真にこの再度の延期を最後として不履行により直ちに契約解除の措置に出ようとす るのであれば、右延長のさいその旨十分相手方に徹底せしめ、要すればその旨の請 書を徴するか、その後において期間経過の事前に再度警告を発するか、それらのい ずれをもしないならばさらに今一度相当期間を定めて催告する等の措置を講じて、 控訴人をして万一にもその最終の機会を逸して悔を千載に残すようなことのないよ うにするのが国としてとるべき当然の措置であり、これこそが信義誠実の原則の要 求するところというべきである。

「しかるに、被控訴人がかような措置をとることもなく、本件契約解除の意思表示をしたのは民法第一条第二項にもとり結局その効力を有するによしないものといわ なければならない。

従つて、被控訴人の本件契約解除の意思表示はその余の争点につき判断す るまでもなく無効であり、本件売払契約は存続するものというべきであるから被控 訴人は控訴人に対し控訴人からすでに履行期の到来した本件代金七、九六八万三、 一四三円の受領と引換えに本件土地建物につき昭和二五年一一月八日附売買による 所有権移転登記手続をすることを求められればこれに応すべき義務があることが明 らかである。

されば、控訴人の本件請求は理由があるからこれを認容すべきであり、これと異 なる原判決は不当であり、本件控訴は理由がある。よって、民事訴訟法第三八六条 に従い原判決を取り消すこととし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九六条、第 八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 浅沼武 判事 間中彦次) 判事 柏原允)

甲第一号証

関東財務局長D(以下甲という)は国有財産の売払に関し財団法人日本文化住宅 協会理事長B(以下乙という)と左記条項により契約を締結する。 売払物件及び代金は次の通りである。

武蔵野市n字opノa 所 在

工場建(工作物を含む)参万四千七百九拾壱坪七勺

弐万参千壱百八拾七坪八合 数量、宅地

七千九百六拾八万参千壱百四拾参円 金

第二条 本契約を締結した後売払物件の数量に差異があったり瑕疵があったりした 場合でも甲はその責に任じない。

第三条 乙は本契約書の送付を受けた後一週間以内にこれを甲に送付し又甲の発す る納入告知書によって指定期間内に買受代金の内第一回納入金(壱千九百六拾八万 参千百四拾参円)を納付しなければならない。

第四条 売払物件は前条の金額を納付した日を以て別に何等の手続を用いず完全に

スに引渡したものとする。 乙に引渡したものとする。 第五条 売払物件文ついては所有権移転登記と同時に売渡人のために別紋の担保物 件につき民法第三百四十条に依り先取特権の登記を為すものとする。

第六条 先払代金の残金六千万円については左記売払代金年賦延納年次表に基き甲 の発する納入告知書により指定期間内に納付するものとする。

前項の納入金額に対しては年九分の利子を附するものとし尚納入期日に納付しな いときはその翌日から納付に至る日までの日数に対し日歩五銭の単利計算による延 滞金を徹収するものとする。

<記載内容は末尾1添付>

第七条 本契約を締結した後物件引渡前に於ける天災其の他不可抗力による滅失毀 損もすべて乙の負担とする。

第八条 乙は売払物件の引渡しを受けた日から申請の目的に従ってこれを使用する ものとする。

第九条 甲は乙が本契約の義務を履行しないときは無条件で本契約を解除すること が出来る。

第十条 前条によって契約を解除した場合これによって甲に損害を生じたときは乙は甲に対し賠償の責に任じなければならない。

この場合の賠償額は甲の単独意思で決定する。

第十一条 売払物件内の賠償機械は甲及び現管理人と協議し管理保全に万全を期す ると共に機械の移転その他の一切については乙の負担とする。

第十二条 本契約に関する費用はすべて乙が負担しなければならない。

右契約を証する為本書弐通を作成し双方記名捺印し各自其の壱通を保有する。

昭和二十五年十一月八日

玉 渡人

右契約担任官 関東財務局長

D

買受人

東京都中央区kI丁目m番地

財団法人 日本文

化住宅協会

理事長 B

別 紙

目

- 、東京都武蔵野市 n 字 o p の q 宅 地 二三、一八七坪八合

、同所rのs所在(家屋番号第tのu附属建物)鉄筋コンクリート造地下室附四 階建工場 一棟

建 一〇、一四七坪〇四勺 四、二七八坪一合八勺 坪 外二 階 地 階 九、七三六坪五合七勺 階 九、七三六坪五合七勺 階 八九二坪七合一勺 匹